

山中湖村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	5,933人	4,238,685千円	244,448千円	723,365千円	17.1%	15.7%

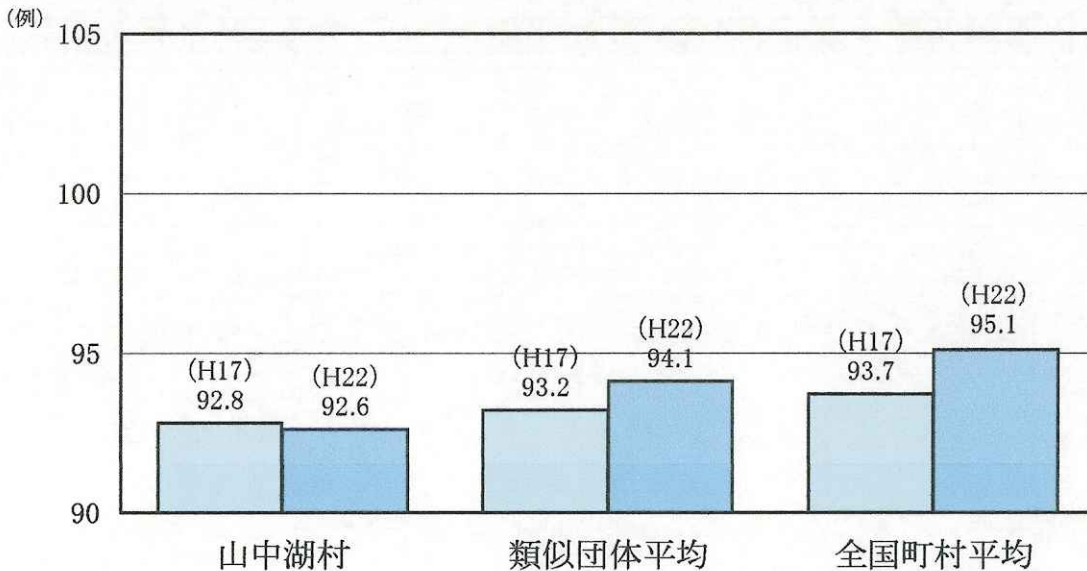
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)Ⅱ-2平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	88人	319,314千円	47,492千円	124,688千円	491,494千円	5,585千円	5,717千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
最高号給の給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100	459,100	481,300

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山中湖村	44.1 歳	319,700 円	373,705 円	354,093 円
山梨県	43.3 歳	336,510 円	416,860 円	376,370 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.3 歳	318,748 円	361,468 円	346,065 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
山中湖村	50.7 歳	10 人	269,600 円	292,030 円	288,528 円	—	—	—	—
うち清掃職員	46.0 歳	4 人	267,500 円	312,300 円	303,008 円	廃棄物処理業	44.6 歳	294,000 円	
うち学校給食員	52.9 歳	4 人	267,400 円	273,775 円	276,392 円	調理師	43.3 歳	272,100 円	
うちその他職員	55.7 歳	2 人	278,000 円	287,900 円	283,650 円	用務員	53.8 歳	213,600 円	
山梨県	48.7 歳	174 人	331,169 円	382,742 円	358,919 円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円	—	—	—	—
類似団体	49.4 歳	7 人	273,274 円	292,862 円	284,415 円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成19～21年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

④看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山中湖村	35.3 歳	262,924 円	286,648 円	281,124 円
山梨県	40.1 歳	359,081 円	414,517 円	379,202 円
国	45.5 歳	318,285 円	—	348,250 円
類似団体	41.4 歳	293,507 円	329,832 円	304,186 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(22年4月1日現在)

区 分		山中湖村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	—
	中学卒	129,200 円	129,200 円	—
看護保健職	大学卒	188,900 円	206,900 円	—
	高校卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(22年4月1日現在)

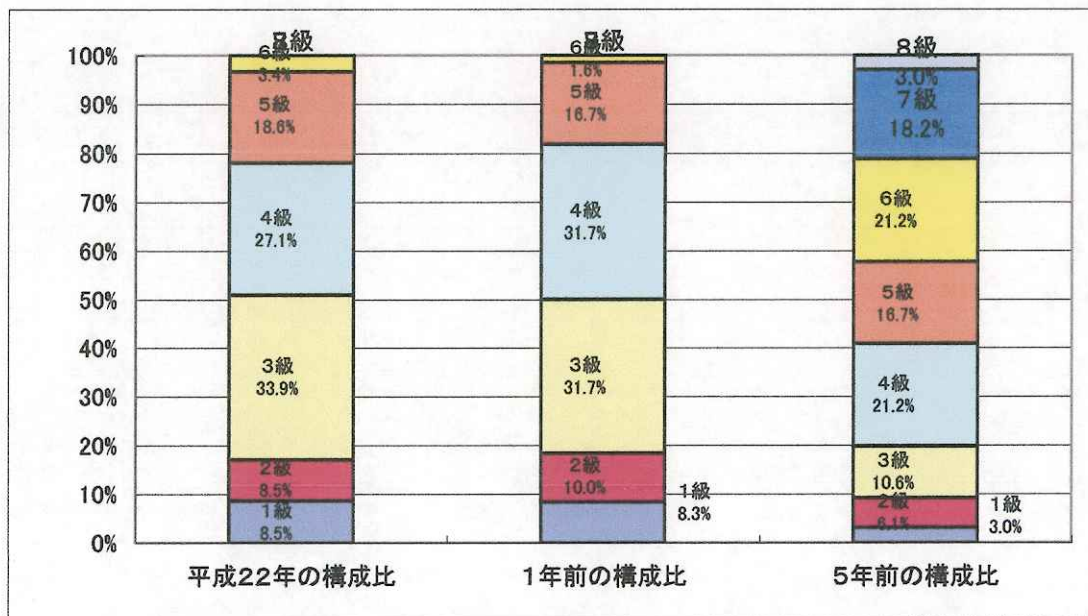
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	234,600 円	281,000 円	312,400 円
	高校卒	200,000 円	250,400 円	288,400 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	245,100 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
看護保健職	大学卒	245,000 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	参事の職務、会計管理者、特に困難な業務課長	2人	3.4%
5級	困難な業務課長、会計管理者、課長補佐	11人	18.6%
4級	課長、課長補佐、主幹係長、主幹の職務	16人	27.1%
3級	副主幹係長、副主幹、主査の業務	20人	33.9%
2級	主任、副主査の職務	5人	8.5%
1級	主事、主任の職務	5人	8.5%

- (注) 1 山中湖村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

自己評価シートを用いての勤務評定を行い、成績に応じ昇給に反映

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山中湖村	山梨県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,409 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,669 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5)月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5)月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分	(〇年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5)月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

自己評価シートによる勤務実績を考慮し、全員一律の支給とした。

(2) 退職手当（22年4月1日現在）

山中湖村			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		

(3) 地域手当

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	22,067 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	227 千円

(6) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)	
扶養手当	扶養親族として配偶者、 子等を有する職員に支給 内容	同		13,485 千円	299,666 円	
	配偶者 13,000					
	配偶者以外の扶 養親族一人につ き 6,500					
	配偶者がいない 場合の扶養親族 1人目 11,000					
	15歳到達後最初の4月1 日から22歳到達後最 初の3月31日までの子に 5,000円を加算					
住居手当	月額12,000円を 超える家賃の額 に応じて支給(最 高27,000円) 貸家・借間	同	持ち家の支 給が4,000 円	3,306 千円	80,634 円	
	持ち家 4,000円					
通勤手当	通勤距離が2km以上の職 員に対し、交通機関利用 の場合運賃相当額を限度 内で支給。自動車等使用 者は通勤距離に応じて支 給(2,000円から24,500 円)	同		4,042 千円	51,820 円	
管理職手当	管理監督の地位にある職 員にその職務の特殊性に 基づき支給(6~13%)		定率制	9,765 千円	443,863 円	
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員 に1回につき4,200円を支 給	同		2,675 千円	48,636 円	
月例寒冷地手当	11月から3月までの各月 の初日に在勤する職員に 対して、区分に応じて支 給する。	同		5,938 千円	61,854 円	
	区分					支給月 額
	世帯主 である 職員					扶養親 族のある 職員 17,800 円
	世帯主 の区 分					扶養親 族のない 職員 10,200 円
	その他の職員 7,360円					

6 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	村 長	560,000 円	() 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 村 長	490,000 円	() 円	850,000 円 /	306,400 円	
	議 長	205,000 円	() 円	680,000 円 /	304,500 円	
	副 議 長	175,000 円	() 円	370,000 円 /	205,000 円	
	議 員	155,000 円	() 円	320,000 円 /	164,900 円	
					300,000 円 /	145,500 円
期 末 手 当	村 長	(22年度支給割合)				
	副 村 長	3.1	月分			
	議 長	(22年度支給割合)				
	副 議 長	3.35	月分			
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 村 長	560,000円×在職年数×0.42	11,289,600円	任期ごと		
		490,000円×在職年数×0.25	5,880,000円	任期ごと		
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

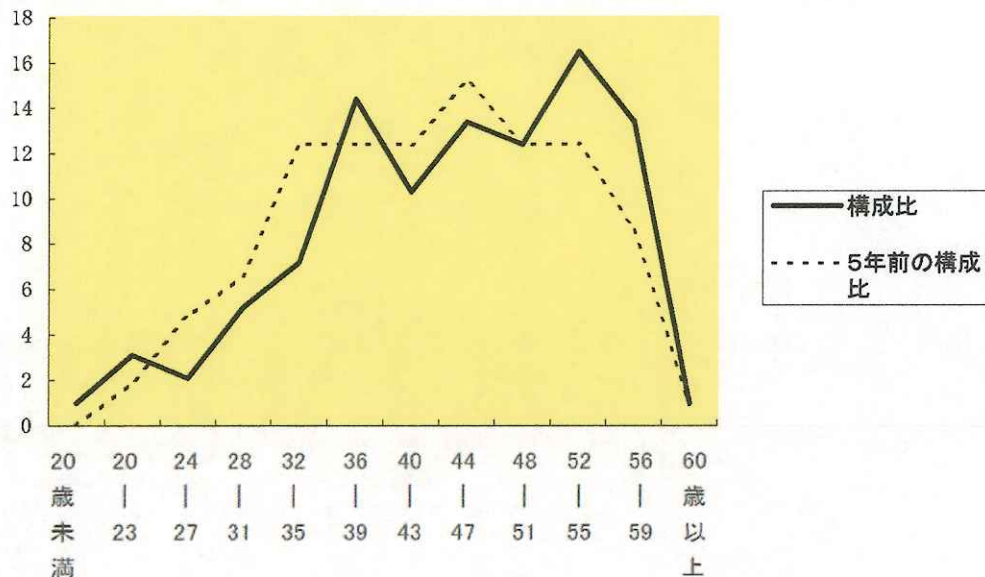
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1		
		総務	21	20	▲ 1	事務の統廃合縮小
		税務	7	7		
		農水	4	5	1	消費者行政事務の増
		商工	7	7		
		土木	2	2		
		民生	22	23	1	保育業務の充実
		衛生	10	10		
	計	74	75	1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 126 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 96.42 人)	
	教育部門	14	14			
消防部門						
小 計	88	89	1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 150 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 121.52 人)		
公営 企業計 等部門	水道	1	1			
	下水	2	2			
	国保	2	2			
	介護	2	2			
	介護予防	1	1			
	小 計	8	8			
合 計		96	97		<参考> 人口10,000人当たり職員数 163.4 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (22年4月1日現在)

(例) %



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	2人	5人	7人	14人	10人	13人	12人	16人	13人	1人	97人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		81	80	78	73	74	75	▲6 (▲7.4%)
教育		17	17	16	15	14	14	▲3 (▲17.6%)
普通会計計		98	97	94	88	88	89	▲9 (▲9.2%)
公営企業等会計計		7	9	9	9	8	8	1 (14.3%)
総合計		105	106	103	97	96	97	▲8 (▲7.62%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。